

役員退職手当支給規程

国立研究開発法人
宇宙航空研究開発機構

役員退職手当支給規程

	平成15年10月	1日	規程第15-	27号	
改正	平成15年12月	26日	規程第15-	104号	
改正	平成20年	3月25日	規程第20-	15号	
改正	平成21年	9月30日	規程第21-	36号	
改正	平成25年	3月28日	規程第25-	18号	
改正	平成27年	7月	1日	規程第27-	49号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第50条の2の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の役員（非常勤役員を除く。以下同じ。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職し又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給するものとする。ただし、役員が、通則法第23条第2項の規定により解任されたとき（同条同項第1号の規定により解任されたときを除く。）は、当該役員には、退職手当は支給しない。

2 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、特別の事由がある場合を除き、文部科学大臣による業績勘案率の決定があった日から1月以内に支給する。

3 退職手当の返納等の取扱いについては、国家公務員退職手当法（昭和28法律第182号）第11条から第18条（第5項、第6項及び第7項を除く。）までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当管理機関」とあるのは「機構」、「退職手当・恩給審査会等」とあるのは「理事長が別に定める審査会」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、業績勘案率を1.0として、第3条の定めに基づき算出する退職手当の額以内の額（以下この条において「暫定退職手当額」という。）を、第2項に定める控除を行った上で、役員の退職の日以後に本人もしくはその遺族の申し出により、支給することができる。

5 前項の規定により暫定退職手当額が支給された場合は、当該暫定退職手当額は第1項の規定により支給する退職手当の額（以下この条において「決定支給額」という。）の内払いとみなし、業績勘案率が決定した日以後遅滞なく決定支給額と当該暫定退職手当額の差額を精算する。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、解任され又は死亡した日におけるその者の本給月額に100分の10.875の割合を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段及び第6条第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の10.875の割合を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、文部科学大臣が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。

(在職期間等の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(在職期間の通算)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(役員として在職した後引き続き国家公務員となった者等に対する退職手当に係る特例)

第6条 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員（国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間を、役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

この場合において国家公務員として在職した期間の第3条第1項ただし書の適用に係る本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長が別に定める額とする。

- 2 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。
- 3 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、第2条の規定にかかわらず退職手当は支給しない。
- 4 第2項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第3条第1項の規定にかかわらず当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第2項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を、国家公務員退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。

この場合において当該退職の日における本給月額を、当該役員が第2項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎とし、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し、理事長が別に定める額とする。

（遺族の範囲及び順位）

第7条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し又は生計を共にしていた者
 - (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しない者
- 2 前号に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員との親等の近い者を先順位とする。
 - 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。
 - 4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
 - (1) 役員を故意に死亡させた者
 - (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 機構の成立の日の前日に独立行政法人航空宇宙技術研究所（以下「研究所」という。）又は宇宙開発事業団（以下「事業団」という。）に現に在職する役員から機構の成立の日に機構の役員として任命された者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、研究所又は事業団の役員としての在職期間を機構の役員としての引き続いた在職期間とみなして取り扱うものとする。
- 3 前項に該当する役員のうち、機構の成立の日の前日に研究所の役員であった者の退職手当の額は第3条の規定にかかわらず、次の各号の合計額とする。
 - (1) 平成14年4月1日（以下「基準日」という。）の前日における本給月額に研究所における任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36を超えない範囲内で、その在職期間における評価委員会の研究所に対する業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて定める割合（以下この号において「業績割合」という。）を乗じて得た額と、機構の成立の日の前日における本給月額に基準日から機構の成立の日の前日までの在職期間1月につき100分の20から100分の28の範囲内で、その在職期間における評価委員会の研究所に対する業績評価の結果を勘案した業績割合を乗じて得た額との合計額
 - (2) 機構の成立の日から平成15年12月31日までの在職期間1月につき、役員が退職し、解任され又は死亡した日におけるその者の本給月額に100分の28の割合を乗じて得た額。この場合、評価委員会の機構に対する業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて理事長がこれを増額し、又は減額することができる。
 - (3) 平成16年1月1日からその退職の日までの在職期間について第3条の規定により得られた額
- 4 第2項に該当する役員のうち、機構の成立の日の前日に事業団の役員であった者については、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一により計算した額とする。
 - (1) 基準日の前日に現に在職する役員にあっては、基準日の前日における本給月額に事業団における任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき

100分の36を乗じて得た額と、機構の成立の日の前日における本給月額に基準日から機構の成立の日の前日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額と、機構の成立の日から平成15年12月31日までの在職期間1月につき、役員が退職し、解任され又は死亡した日におけるその者の本給月額に100分の28の割合を乗じて得た額に評価委員会の機構に対する業績評価の結果を勘案した割合を乗じて得た額の合計額を基準とし、その者の職務実績に応じて理事長がこれを増額し、又は減額した額と、平成16年1月1日からその退職の日までの在職期間について第3条の規定により得られた額の合計額とする。

(2) 前号に掲げる役員以外の者にあつては、機構の成立の日の前日における本給月額に事業団における任命の日から機構の成立の日の前日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額と、機構の成立の日から平成15年12月31日までの在職期間1月につき、役員が退職し、解任され又は死亡した日におけるその者の本給月額に100分の28の割合を乗じて得た額に評価委員会の機構に対する業績評価の結果を勘案した割合を乗じて得た額の合計額を基準とし、その者の職務実績に応じて理事長がこれを増額し、又は減額した額と、平成16年1月1日からその退職の日までの在職期間について第3条の規定により得られた額の合計額とする。

5 第3項及び第4項に規定する機構の成立の日の前日における本給月額については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第10号又は役員給与規程（規程第15-26号）第8条の規定を勘案し、理事長が別に定めることができる。

6 第3項及び第4項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第4条第1項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは後の在職期間の月数から同様に1月を減ずるものとする。

附 則（平成15年12月26日 規程第15-104号）

この規程は、平成15年12月26日から施行し、平成16年1月1日から適用する。

附 則（平成20年3月25日 規程第20-15号）

1 この規程は、平成20年3月25日から施行し、平成18年4月1日（以下

「基準日」という。) から適用する。

- 2 基準日の前日に現に在職する役員が基準日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第3条の規程にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 基準日の前日における本給月額に、機構の成立の日から平成16年1月1日の前日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額。
 - (2) 基準日の前日における本給月額に、平成16年1月1日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の12.5を乗じて得た額に、評価委員会が0.0から2.0の範囲で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額。
 - (3) 退職日における本給月額に、基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の12.5を乗じて得た額に、評価委員会が0.0から2.0の範囲で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額。
- 3 第4条第1項及び第2項の規定は、前項の規定に基づき各在職期間を算出する場合について準用する。この場合において第4条第1項中「在職期間及び役職別期間」とあるのは「各在職期間」と第4条第2項中「役職別期間」とあるのは「各在職期間」と読み替えるものとする。

附 則 (平成21年9月30日 規程第21-36号)

この規程は、平成21年9月30日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日 規程第25-18号)

- 1 この規程は、平成25年3月28日から施行する。
- 2 改正後の役員退職手当支給規程第3条第1項中「100分の87」とあるのは、支給事由が発生した日が施行日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則 (平成27年7月1日 規程第27-49号)

- 1 この規程は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 改正後の役員退職手当支給規程第2条第4項及び第5項の規定は平成27年3月31日から適用する。